

旭川医科大学入学者選抜試験実施ガイドライン

(新型コロナウイルス感染症対応版)
令和2年 7月30日入学試験委員会決定
令和3年 2月 9日入学試験委員会改正
令和3年 6月16日入学試験委員会改正

1. はじめに

文部科学省の「大学入学者選抜協議会(令和3年6月4日)」で決定された「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、本ガイドラインを策定するものである。

2. 基本的な考え方

令和3年度大学入学者選抜の実施については、徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、特段大きな混乱もなく実施された。

試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和4年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

こうしたことを踏まえ、受験生や試験監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各試験場においていかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って試験実施体制を整えるものとする。

今後、新たな感染の拡大や科学的知見の発見があった場合には、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

3. 試験場の衛生管理体制等の構築

試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を以下の事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに構築する。

(1) 事前の準備

① 試験室の確保

試験室においては、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいとされている。入学者選抜においては、もともと不正防止等の観点からこの要件を満たしていると考え、大学入試センターが実施する大学入学共通テストの試験場の収容定員に準じて設定するものとする。

② 試験場・試験室等での措置

「三つの密」の回避や、混雑を避けるための並び列の間隔指示で床用案内シールを活用など、人と人の距離の確保、マスクの着用、トイレ利用の方法に関する案内紙等を、適切な場所に掲示する。

また、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えるなど、受験生への注意喚起を行う。

③ 試験室の座席間の距離の確保

教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保する。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務づけることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。

⑤ 試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、高熱等の症状がある場合には報告させるとともに、自宅待機や医療機関の受診など、労務管理上の適切な対応をとる。なお、当日体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保するものとする。

⑥ 医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、医師、看護師等の配置を行う。

⑦ 別室の確保

発熱・咳等の体調不良者のための別室を設ける。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保することとする。

⑧ 試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行う。また、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行う。

⑨ 面接試験の実施

感染拡大の防止に留意し、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、マスク着用やフェイスガードを利用し、適宜、窓やドアを開放して換気を行う。

⑩ 試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めるなど、試験開始までの時間に余裕を持たせ、受験番号ごとに入場時間を割り振るなど、可能な限り入場時の混雑を避けるための工夫を行う。

⑪ トイレの使用

トイレ入口に動線を示すとともに、入口において、混雑を避けるための並び列の間隔指示、利用後の手洗いなどを促す案内紙等を掲示する。

また、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保し、トイレ内については換気に注意を払う。なお、発熱・咳等の症状のある受験生に対し別室での受験を認める場合は、可能な限りトイレを別に確保する。

⑫ 試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させるなどの工夫を行う。

⑬ 保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、保護者控室については原則設置しない。ただし、受験生への付き添いが必要な場合に限り（要事前連絡）、受験生と同等の感染予防を講

じることを条件に、待機室を設置して入場を認める。

⑭ 試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。

また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、2週間前までにインフルエンザワクチンその他の定期接種を受けておくことが望ましい。

⑮ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておく。

⑯ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口等の設置

ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理したものを掲載し、受験生に対して、受験票送付時に送付するなど、適切に周知する。

(2) 試験当日の対応

① マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付ける。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請する。試験監督者等についても同様。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させる。

② 試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づける。試験監督者等についても同様。

③ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応する。

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験又は別室での受験を提示する。

④ 体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、労務管理上、適切な対応をとる。

⑤ 換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の目安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすること。少なくとも科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く開放する。

また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をする。

⑥ 昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請する。

⑦ 試験場入場前の対応

試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促す。

⑧ 試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、できるだけまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行う。

(3) 試験終了後

① 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、労務管理上、適切な対応をとる。

② 試験室の机、椅子の消毒

当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる塩素系漂白剤)、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行う。なお、試験終了後、使用した机を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物が付着していない限り、特に消毒は行わない。

③ 保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行う。

4. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくため、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項については、以下のとおりとする。

① 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

② 医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③ 受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、自宅待機等を指示された者は受験できないこと。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できないこと。

また、追試験又は振替受験の意思確認のため、必ず大学に連絡をすること。

④ 試験当日における対応

試験当日、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合は受験を取り止めること。また、発熱・咳等の症状や、体調不良である受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

なお、症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。

休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑤ 試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑥ 予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑦ 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑧ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと。

なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

(参考)

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html